

令和 6 年度 第 4 回精華町立体育館・コミュニティーセンター
及び町内体育施設指定管理者連絡調整会議 議事摘録

■日時

令和 6 年 7 月 3 0 日（火）午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 3 0 分まで

■場所

むくのきセンター 第 5 会議室

■出席者

精華町スポーツ協会 山下事務局長、西田事務局次長、吉田主任

三幸（株） 小川係長

精華町教育委員会
教育部生涯学習課 小笠原課長、吉岡課長補佐、藤田主査
仲村会計年度任用職員

■内容 進行：小笠原課長

1 開会

2 議題

（1）指定管理者より

【精華町スポーツ協会】

①令和 6 年 6 月の実績報告について

・令和 6 年 6 月の各施設の利用件数、利用人数・利用料金収入状況、文化スポーツ事業の実施状況、施設使用率について報告。

・木津川河川敷多目的広場の利用件数について

木津川河川敷多目的広場の今年度の利用件数が 0 件である理由は、これまでの主な利用目的であったグラウンドゴルフが、昨年度供用開始した木津川上流浄化センター上部利用施設（ふれあい・交流広場）で実施されていることが考えられる。

【三幸（株）】

②施設維持管理について

・多目的ホールのスライディングウォール不良について

修繕対応は完了している。

今後、これまで修繕対応していない残りのパーテーション（８枚）についてもワイヤーの劣化等により、同様の不具合が発生する可能性がある。

▶令和６年６月の維持管理結果を報告

設備巡回点検、建築設備定期検査、エレベータ保守管理、自家用電気工作物保守管理、給排水衛生設備保守、高圧電気設備保守管理の結果、非常照明不点灯箇所、通気管防虫網破損等を発見。

対応を要する箇所について三幸（株）にて見積対応中。

▶簡易専用水道検査について

山城南保健所に提出した検査結果について、教育委員会にも提出する。

（２）精華町教育委員会より

① 熱中症特別警戒アラートについて

熱中症特別警戒アラートの発表時に、利用者から施設利用の取消しの申出があった場合は、精華町立体育館・コミュニティーセンター管理運営規則第８条(１)により、還付対応を行う。

※熱中症特別警戒アラートとは、京都府内のすべての暑さ指数情報提供地点（全８カ所）において、翌日の最高暑さ指数（WBGT）が３５（予測値）に達すると予測される場合に発表される熱中症特別警戒情報である。

※既に窓口では、熱中症警戒アラートの発表時や、熱中症予防を理由に施設利用の取消しの申出があった場合は、同様に還付している。

② 令和６年度第１回指定管理者評価委員会について

評価委員会では、昨年度の施設利用や自主事業について、過去最高の件数・収益であったことを評価する意見があった。

役場庁舎等でも自主事業の広報等を協力する。

引き続き、指定管理事業における会計ソフトの導入等による事務の簡素化や、施設の除草等の定期的なメンテナンスによる適切な維持管理、接遇の向上に務めるよう意見があった。

③アリーナ天井・照明改修工事に係る予算要求について

令和７年度にアリーナ天井・照明改修工事を実施するべく教育委員会から町財政当局への予算要求を予定している。

令和７年度に実施する場合、優先予約等に影響があるため、調整を図る。

3 連絡・報告事項

▶令和6年度第2回精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会を令和6年8月15日（木）に予定。

4 閉会

▶次回

令和6年8月23日（金）午後1時30分から